

津島市まちなか定住促進補助金の対象区域

定住のマイホームを考えた方へ
津島市まちなか定住促進補助金
名古屋から最速20分
なのに
土地がとにかく安い!!

広がる大空！
 自然がいっぱい！
 とれたての
 広い敷地で「都会・田舎暮らしを
 満喫しよう！

家族土地 + 固定資産税相当額を、
3年間で
最大60万円補助

子ども + 中学生以下の子がいる場合は、
補助金額に
10万円を加算

長寿命 + 長期優良住宅の
新築・購入は、さらに
10万円を加算

その他 + 危険な空き家などの
解体には、
最大20万円を補助

合計 最大100万円

補助金の交付対象となる方

- 令和5年1月1日(令和5年1月1日)まで、市内の地区計画区域内で家賃住宅を新築した方
- 上記の区域内に新築・改装した家賃住宅がある方
- 上記の住宅を新築・改装して、5年経過後である方
- 住宅を譲渡していない方
- 固定資産税等・固定資産税相当額がある方
- 固定資産税を正確に申告して納税している方

※その他事項については、下記問い合わせ先で確認ください。

対象となる区域(地区計画区域)

区域の名称	交付対象地域
神守中町地区	(全部)神守中町五丁目、中田町 (一部)神守中町三丁目、四丁目、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
神守下町地区	(全部)神守下町一丁目、二丁目
唐臼地区(※)	(全部)唐臼町一丁目、二丁目 (一部)唐臼町三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、十丁目、十一丁目、十二丁目、十三丁目、十四丁目、十五丁目、十六丁目、十七丁目、十八丁目、十九丁目、二十丁目、二十一丁目、二十二丁目、二十三丁目、二十四丁目、二十五丁目、二十六丁目、二十七丁目、二十八丁目、二十九丁目、三十丁目、三十一丁目、三十二丁目、三十三丁目、三十四丁目、三十五丁目、三十六丁目、三十七丁目、三十八丁目、三十九丁目、四十丁目、四十一丁目、四十二丁目、四十三丁目、四十四丁目、四十五丁目、四十六丁目、四十七丁目、四十八丁目、四十九丁目、五十丁目、五十一丁目、五十二丁目、五十三丁目、五十四丁目、五十五丁目、五十六丁目、五十七丁目、五十八丁目、五十九丁目、六十丁目、六十一丁目、六十二丁目、六十三丁目、六十四丁目、六十五丁目、六十六丁目、六十七丁目、六十八丁目、六十九丁目、七十丁目、七十一丁目、七十二丁目、七十三丁目、七十四丁目、七十五丁目、七十六丁目、七十七丁目、七十八丁目、七十九丁目、八十丁目、八十一丁目、八十二丁目、八十三丁目、八十四丁目、八十五丁目、八十六丁目、八十七丁目、八十八丁目、八十九丁目、九十丁目、九十一丁目、九十二丁目、九十三丁目、九十四丁目、九十五丁目、九十六丁目、九十七丁目、九十八丁目、九十九丁目、百丁目

※他の地区計画区域(地区計画)の区域には、対象外です。

補助金額

項目	補助率	上限額	補助交付期間
家族土地	新築した固定資産税相当額	家賃、土地それぞれ10万円	築竣したを契機とした 翌々年から3年間

以下に該当する場合には、補助金を加算します

項目	対象条件	加算額
子ども	新築住宅を新築し、1日中補助交付期間終了までに、申請者と同居する中学生以下の子どもがいる場合	10万円
長寿命	長期優良住宅、新築住宅が、長期優良住宅等認定申請書の認定を受けたものである場合	10万円

手続きの流れ

```

    graph TD
        A[1年目  
新築住宅の取得] --> B[2年目  
●固定資産税の納税  
(4年以内)  
●補助金の請求申請  
(交付請求書)  
●補助金の交付申請書  
(交付請求書)  
3年目から5年目  
●固定資産税の納税  
(4年以内)  
●補助金の請求申請  
(交付請求書)  
●補助金の交付申請書  
(交付請求書)
    
```

津島市建設部都市計画課
 電話 0567-55-9357 Fax 0567-24-5010
 Mail toribashi@city.tsuushima.lg.jp

